

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（12）

2. 日時：令和5年12月1日（金）16時05分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部

部長 他7名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

主査 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁ナカザワです。それでは本日の審査会合バラップを開始いたします。
0:00:07	何かございますか。
0:00:11	はい。港湾よ。開校に限った話ではないんです。ないので、引き当てるといいなと思ってるんですけども。
0:00:22	終わり側で、本日の回答、コメントですね、指摘。
0:00:28	について、リスト等作成されてらっしゃいますでしょうか。
0:00:40	はい。荘司です。はいコメントで事項を作成するのはまだ完全ではないので途中段階にはなってますが一応作成は途中段階しております。
0:00:50	そうなんですと。ではですね、
0:00:55	一つ一つ、こちらからコメント差し上げた項目ごとにですね、こういう受けとめをして、こういう理解をしていて、今後こういう対応をしている、考えているということですね、確認していきたいと思っているんですけども。
0:01:12	作業中央のでも結構ですので、その画面に表示いただいて、今言ったようにその受けとめと対応方針についてご説明いただくことは可能でしょうか。
0:01:28	はい。途中ではございますが、ちょっと今、共有しましたが、大丈夫でしょうか。
0:01:35	はい。見えてます。
0:01:41	一つ目の指摘事項からですね順々に確認していければと思いますが、よろしくお願いたします。
0:01:54	コメントを受けた内容について一井側の理解を説明いただけますか。
0:02:03	はい。まず、No行っているところがございますが、5 ページ、ということで、
0:02:13	第 1 回からの第 1 回審査会合からの説明の変更点というところで、
0:02:20	竜巻防護劇について、なぜ、
0:02:25	地盤調査、必要かというご質問がございました。
0:02:29	これに関しましては、
0:02:32	竜巻防護、河辺駅を設置するに当たりまして、再度ですね、地盤等も含め、
0:02:45	確認する必要が生じたということで、それ、それに業者の方のですね。
0:02:53	依頼してデータが上がるのに少し時間がかかってしまうところがありますのでそれ、
0:03:00	そういうこともあって第 4 回に説明をまわしたいということで、我々の考え方としてはそういうことで回答したということでございます。
0:03:13	はい。Acuteイトウです。ここワーそうですねこのやりとりに限っては
0:03:19	こういうことかなと思う。
0:03:22	いまして、
0:03:29	ただ、一番最後にコメント差し上げた遮へいスラブの関係で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:40	影響を受ける部分もあるかなと思いますがそれはとりあえずまた後でお伝えしたいと思います。
0:03:46	はい。2 番に参りますか。はい。
0:03:53	はい。2 番でございますが、この立崎貿易の設計にも、記載にも関わってきますが、これはダイエー。
0:04:05	発注書つけ。
0:04:07	8 条でご説明すると。
0:04:11	いうことでしていましたが、
0:04:15	それ、大津、当時ですねこれについては、内容の議論に時間がかかるんじゃないかというところで、
0:04:27	第 5 回を説明した誤開ということで説明していますが早めにはできないかというコメントがございました。はい。
0:04:36	これについてはですね、他の八条の他の部分壁以外のところもあるので、その辺も含めてですね。
0:04:44	早めにはできるものは、早めに行って、
0:04:49	要件時くださいというところがあります。時期についてもですね、現状の考えてる時期については 4 月ごろにデータが上がってきてそれを踏まえた上で、
0:05:00	5 月頃には説明できるということで我々の方は、考えておましてそういう説明を回復したというところでございます。
0:05:09	4 月分っていうのは、竜巻対策の話ですよ。
0:05:13	すいません。阿部宗です。ですよ。
0:05:16	はい。
0:05:18	規制庁伊藤ですけれども。
0:05:20	本年、記載いただいた通りだと思っていて、
0:05:26	昨日の処理場のヒアリングの中でもですね、やはり外部火災等とか、竜巻対策の各建屋の話とかではですね、いろいろ議論は起きていて、
0:05:42	やはり第 8 条、前回部長のですね、審査は、1 回で終わるようなものではないんじゃないかなっていう感触を多分持ってらっしゃると思いますので、
0:05:53	前倒しでの説明というのは前向きに検討いただきたいと思っています。
0:06:08	我々と次回の会合にはを見直しするのであれば見直したスケジュールを提示されるってことですかね。
0:06:20	ダイエーとショウジですはいそうですねちょ、この辺についてはですねちょっと検討させていただきたいと思います。その上でですね、その結果、
0:06:29	早くできるというのがあればですねその辺は見直した形で、次回の方にはご説明できるかと思っております。はい、斎藤です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:40	ではまたヒアリングの中ですね。
0:06:43	考え方を教え、説明いただければと思います。
0:06:48	あと線ついて宮野がP資料7ページの中で、
0:06:54	藤。
0:06:55	確認させていただきたいんですけども。
0:06:59	今の第6回の会合で、7月上旬に資料提出となっていて、
0:07:06	早くとも、多分そのひと月を8月上旬。
0:07:12	審査会合とかになったときに、資料上は8月中旬に補正というふうになってるんですけども、本当に8月上旬に会をやって8月中旬に補正。
0:07:26	これまでの経験上ですね。
0:07:30	実現可能性はあるんでしょうか。
0:07:53	はい。そうです。そういう意味ではですね、
0:07:58	工程としては7月上旬に、資料提示ということで記載させていただいて、
0:08:06	希望としては7月下旬かなというふうには私はちょっと考えてたところではありますが、
0:08:12	そういう意味では8月中旬、下旬に近い中旬と言った方がいいのかもしれないですけどもその辺に補正を考えていたというところがございます。ただ現実、
0:08:23	当間やり方としてですね、それぞれの審査会合が終わった後については、それぞれ
0:08:31	その部分、各条文についてですね、ある程度補正案。
0:08:36	の下の形のものを作成してですね。
0:08:40	確認していただきながら進めていこうかというふうにも考えていたということもありまして、この子スケジュール等を検討したということになります。
0:08:53	大須賀規制庁イトウですけども、
0:08:58	トラック。
0:09:10	大体今ってその内容が、審査がある程度その会合が固まってから補正までって何週間ぐらいかかると思ってらっしゃいます。はい。別に全部固まる。
0:09:22	全ブーを、8月の下旬から下旬の間に、
0:09:27	補正案を作るとは私も思っていないんですけどね。
0:09:31	ただ最後に残った部分を、そのを踏まえて、
0:09:36	中で、手続きを、機構内で手続きをすることでどのくらいかかるのかなっていうのが、あまり感触がわからなかったのが、
0:09:45	これまであまりボリュームがない審査の中でも、ある程度中身が固まって補正をするまでに結構時間を要していたかなという印象。イメージがあるので、本当にできるのかなと。しかもウンチだよなって思っでご質問してるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	仮にですね、
0:10:17	8月中旬にできなくて、9月の下旬になりましたって。
0:10:21	なったときに、やはり最終補正をいただいてから、ひと月ぐらいはですね、安心さしを、審査の結果の取りまとめとか、
0:10:30	内部手続きに時間を要する。特に今回ボリューム大きいですから、時間を要すると思ってまして。
0:10:38	経営時に9月の下旬にっていうのはあんまり何か、
0:10:43	成立しえないんじゃないかなという懸念もしてまして。
0:10:47	このスケジュールを再検討する、していただく中でですね、また検討いただければと思いますが、現実的にどうかっていうのもしっかり見据えて、
0:10:59	見直していただければと思ってます。
0:11:06	コメント自体はこれ、結構です。
0:11:10	はい。荘司です。はい。今いただいたコメントに対してそれも含めてですね、全体的に八条の件はございますので、その辺も含めてですねちょっと検討させていただければと思います。
0:11:23	はい。よろしく申し上げます。
0:11:27	決得さん。
0:11:35	はい、江藤3件目でございます。これはもう18、
0:11:41	18ページ19ページということで、
0:11:45	火災防護に係る基本方針2のところでございます。
0:11:50	これについてはですねリスクが違う、設備によってリスクが違うのではないかと、すみませんちょっと文章と違ってございますが、
0:11:58	それぞれ対応が違ってくるかないかというようなコメントをいただいております。
0:12:04	この中で耐震クラスの話も出てきておりましたのでCクラスBクラスでBクラスはより安全上のリスクが高いということで、火災対策も積みされるのではないかと。
0:12:16	いう、コメントをいただいておりますので、これについてはですね、今までの面談等でいただいているところもござい原価県の方とも含めてですね、いたコメントいただいているところもありますので、この辺については検討させていただいて回答したいと思っております。
0:12:35	はい。はい。
0:12:37	今回ですね、特に大丈夫です。はい。規制庁イトウですけども。
0:12:42	やはりその火災対策って消防法等のさらに上乘せで炉規法で要求しているっていうのは、リスクが高いものにはそれなりの対応が必要だということだということですので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:58	これまで何回もですね、ヒアリングでも聞いていただけたと思いますので、それ踏まえて今後検討いただければと思います。
0:13:06	はい。4点目ですかね、お願いいたします。
0:13:13	はい。4番目でございます。これについてはですね。
0:13:20	中央の火災防護基準に照らして仕様を満足するかということでこれについては難燃ケーブル等のお話、あとは葛西菅検知器については2種類以上です。
0:13:31	この設置するという必要があるんじゃないかというコメントがございましたので、こちらについてもですね、各改めて確認して回答したいと思っております。
0:13:47	よろしいですか。
0:13:50	同じ作りですので、市来て欲しい。
0:13:59	規制等ですけれども、難燃ケーブルとか、火災感知器の話はあくまで例示として言っているだけであって、
0:14:11	破砕部の審査基準に照らして、今、ベーシックな対策というか、スタンダードな対策に照らして、
0:14:23	管理施設全体として、どう、仮に市が対策しようとしているんだとしたら、なぜそれがどうなのかっていう説明は、
0:14:33	基本的な考え方の説明が必要なんではないかという。
0:14:38	主旨で、間伝えても言ってますので、ヒアリングでもお伝えしていることと同じですので、その、
0:14:48	もう一度ですね、趣旨を
0:14:50	確認した上で、コメントについても少し修正していただければと思っております。
0:14:59	このコメントについてはですね、一応中が、11月10日の面談でもいただいたコメントに当然関連してくるものというふうに考えてますので、そちらも含めて、
0:15:10	そっちは同じですね比較してですね。
0:15:14	厳しいを採用したとかそういうこと。
0:15:18	救急指針と火災防護を審査基準が比較して、厳しいを採用したとか、そういうのもお褒めいただいたコメントにも関わってきますので、それに合わせて回答は、
0:15:29	確認して回答したいと思っております。
0:15:32	はい。規制庁伊藤ですよろしく申し上げます。あと、九州のことをおっしゃっていただいたので、一応見るため、認識合わせしておきたいんですけども。
0:15:45	旧秋谷新規許可上は旧指針というふうに書かれているので、
0:15:52	その部分は、説明として許可成功の観点で必要ではないかとは思っていて、それから3の火災防護審査基準っていうことだと思っているので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:03	河成の審査基準を処理していただいていると思うんですけども、支援のことをまるっと落とすのは、許可がなくなってしまうので、そこはちょっと注意してください。
0:16:19	はい。ショウジはい。了解いたしました。
0:16:22	はい。じゃあ、5点目。
0:16:25	ですから、1点目は、これ。
0:16:30	はい。5番目でございますが、これ23ページの図面ですね。
0:16:36	廃棄処理等を代表として提示していますが、
0:16:46	消防法に基づき設置している、ということで現状あるものではあるけども、当然それは、
0:16:53	新設するような位置付けのもので説明するということになりますので、基本地近隣を消防法に基づき設置しているということで、その辺が、
0:17:06	今、今あるという前提ではなくて新設というその位置付けで、該当すると。
0:17:13	ということで改めて説明をしますということで回答しております。すみません。
0:17:19	追加になってますか。
0:17:37	規制庁中澤です。消防法に基づいて今設置されてるっていうのは理解しているところではあるんですけども。
0:17:45	イトウ先ほど一つ前ですかね、耐震Bクラスの方で、松下対策を、が必要なのではないかというコメントをしまして。それを、
0:18:01	を含めてですかね、設置の考え方なんか示していただければと思います。
0:18:13	荘司スタッフ東海林です。はい。そういう意味では、施設全体ということで全体見直すということになるかと思っておりますので、
0:18:21	耐震の話もございますが、その辺も検討させていただいて改めて説明いたして説明したいと思っております。
0:18:32	はい、ありがとうございます。
0:18:38	いいですか。はい。はい。では続いて6番目をお願いします。
0:18:50	撮ろうナンバー6でございますは13ページですね、河西伊井。
0:18:56	伊井。
0:18:58	2、浅香齋藤にその損傷の防止の条項ごとにも書いてる、設計方針のところでございますが、
0:19:06	目ということで、
0:19:10	他の昇降設備、
0:19:12	Bですね。
0:19:14	安全機能を失われないかという観点での説明が必要だということになります。また、例題をいただきましたが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:22	不働スプリンクラー等により安全機能による、その下にある、安全機能を有する機器に水がかかっても、それには機能に影響するのではないかと。
0:19:33	ということで安全機能が失われたい、失われてしまうことがあるので、そういうことがないようにそれも含めてですね、安全だということを説明してくださいというコメントでしたので、それについても、
0:19:45	影響を検討してですね確認して説明するようにいたします。
0:19:55	はい。
0:19:56	長内国際はい規制庁イトウですけれども。
0:20:00	要はその故障によって何が発生するのかって、安全設備の機能になぜその故障。
0:20:10	によって発生する事象が影響を及ぼさないのかっていう。
0:20:15	ところをちゃんと押さえた説明をしていただきたいと思っています。
0:20:21	色は伝わってますでしょうか。
0:20:27	はい。そうですね例えばの例でございますけども何か安全機能を失った時にどうい影響が出るかということでそれに対して、
0:20:38	他の方安全機能を有する者にどう影響を与えるかとか、そういう理解をしておりますので、
0:20:45	それを含めて回答させていただきたいと思います。
0:20:49	土岐節夫イトウです。
0:20:51	間違いなのかなと思ったんですけど。
0:20:55	その案件規模を持つものが壊れたときにどういう影響を及ぼすかではなくて、
0:21:03	消火設備、警報設備が壊れたときに、どういう事象が生じるのか。
0:21:11	それに対して、安全機能を持つ設備は、なぜ機能喪失しないのか。
0:21:20	だと思ってますので、
0:21:22	そこにやってますでしょうか。
0:21:27	すいません申し訳ありませんそれに間違えました。そういう理解でございます。はい、規制庁イトウレーザーの承知しました。
0:21:35	あと13ページで、消防牽制協会の検定等っていうのは
0:21:42	多分これは支障を及ぼす恐れがないことの説明になってないと思っていますので、ここの説明を合わせてですね、再度検討いただければと思っています。
0:21:56	はい。その件に関してはですね、面談の方でも、後、コメントいただいておりますので、そういう同じような、
0:22:06	回答になるかというふうに考えて。
0:22:10	はいよろしく願います。では次、お願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:18	トーンナンバー7 番目でございますが、こちらの方はですね、要は人が立ち入れないところということで、玄海県では加工センターのセルでは、
0:22:31	気づきがないということもございました。将来の廃棄物管理施設についてはですね、
0:22:40	ませる等ございますけども、現状を、その人が接近できないようなところということでセルが該当するんですがそこについても、
0:22:50	葛西県つき空気式の火災検知器を設置していると。
0:22:55	ということになります。
0:22:57	それ以外はないのかということで、我々施設としてはそれ以外はないというところで当然ながら制度についても人が立ち入れる状況になっているというところでご回答しております。
0:23:15	規制庁伊藤ですけれども、これはもう一番言わんとするところは、
0:23:21	まず処理場と大洗管理施設で、対応の仕方が違うがあるじゃないですか。
0:23:32	ということから考えると、大洗伊井の場合二つ付けると言ってるけれども、主事長が言ってるように、
0:23:41	誤作動が起こるっていうことはありえないのかとかですね。
0:23:45	そっからまず紐解いていただきたいなと思ってまして。
0:23:52	その件はいかがなんでしょう。
0:24:11	まあ、そういう意味ではですねお笑いのセルについてはですね、
0:24:18	通常の煙とか熱とかということではなく、
0:24:24	そういう意味では圧力の変動。
0:24:28	強くってぼんとですね、温度によって膨張されてそれによって検知するというような感知器をつけているというところであら、
0:24:36	それほど、
0:24:37	セルの中については、
0:24:41	変動がないのかなというふうな、そういうことで誤操作は少ないというふうには考えておりますが、
0:24:52	はい、規制庁イトウですそういう環境の違いと、その建築の特性とかですね、に着目した説明を少しいただけると。
0:25:03	こう理解が進むのかなあと考えてまして、
0:25:06	法で、適用環境にあったものを選んで適用できるっていうのは別にそれを否定するものでは当然ないと思っているので、
0:25:16	そこは少し具体的に回答いただければと思います。
0:25:23	質問自体が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:28	特別なものがないということで、多分工夫すると思ってるんですけども、ヒアリング資料というかですね。
0:25:37	の方で、その辺事実関係をですねもう少し説明したものを提示いただければと思います。
0:25:47	はい。わかりましたその辺についてはですね少し説明の方を追加してですねやっぱり設置基準の方に含めて
0:25:57	そちらと合わせた形で本資料の方も追加して説明したいと思います。はい。鴫田ですよろしく願いいたします。では次ですね。
0:26:13	8 番目でございます。これは 21 ページでございますね、
0:26:19	防護対象施設の選定の件でございます。
0:26:23	で、このフローについてはですね、まず遮へい、閉じ込め機能ということで、まさに限定しているということでございました。
0:26:33	一方ですね 112 ページについてはですね、それぞれ衛生施設に対して直接的安全機能としては、当然二つになりますがその他支援的安全機能とか、
0:26:45	それは、その他の安全機能がありますので、それが、も含めた、
0:26:52	安全機能法についての考え方。
0:26:56	についてもですね、この選定のところは説明をすると、ということでこちらについては改めて整理させていただいて、説明したいというふうに考えております。
0:27:14	谷内委員。はい。大丈夫ですか。
0:27:17	はい。既設 1 ですけども、これヒアリングでもお伝えしたかもしれないですが、ここを補正説明していただかないとその許可との
0:27:28	間にならないというかですね成功がわからないと思ってますので、整理をお願いいたします。
0:27:37	これもヒアリングを設置したかもしれませんが、
0:27:40	機能喪失した場合にどう代替するのかっていうのもですね、あると思いますので、その日、
0:27:50	整理をして、説明いただければと思っています。
0:27:55	なぜどうこうする必要がないのかっていうところですね、もうしないとしたら、
0:28:03	はい。了解いたしました。
0:28:06	はい。
0:28:11	では次お願いいたします。
0:28:14	はい。9 番でございます。これについては 62 ページいいですね。
0:28:22	葛西鍛冶評価の代表例特配記者等の方に載せてございましたが、これについてはですね、各施設それぞれございますが、
0:28:33	現場、立ち会い施設によって違いますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	現場を確認して記載しているのかということでございましたので、これについては現場を確認した上で記載を行っているというところです。
0:28:58	はい。
0:29:09	規制というんです。これ自体、水、
0:29:13	形は、
0:29:15	超えましたが、
0:29:23	そのプラントウ普段の現場確認に際して、
0:29:29	どういう観点で、に着目して、履かよくなるかどうかを抽出したのか、っていうところは今の評価資料にはありますでしょうか。
0:29:51	はい現状狭小地です。
0:29:53	現状そこまでの記載は、現在ありません。
0:30:01	はいら抽出の考え方みたいなところを少し、また檜山ヒアリング資料としてあると思いますけれどもまた整理いただければと思っています。
0:30:16	はい。了解いたしました。では次お願いいたします。
0:30:26	はい。10番目でございます。これは資料23ページでございますが、
0:30:34	ここに配置すると漏れがございますが、火災区画。
0:30:38	記載してるというところでこの考え方はどっから持ってきたのかというご面子でございました。
0:30:47	これについてはですね現状現状月設置しているというところもありまして既設設備に合わせた形でまとめたというところが現状でございます。
0:30:59	で、それについてはですね、基本的にはその設置するにあたっては、区画をすべて網羅できるという、
0:31:07	ことが前提になってございますが、
0:31:11	まず五目資料についてはですね廃棄処理等の、1階部分しか提示していなかったというところがございます。
0:31:18	なので、前段、全部網羅してるというようには見えないということでございましたのでこれについては、本来、二階の部分も、
0:31:27	表示、提示してですねそこで全部、
0:31:30	網羅してるということで説明できればよかったですのですが、そういう意味では、1階、二階の部分が抜けてしまったということになります。
0:31:38	結果的にはですねすべて網羅してるということになりますので、これについては設置基準の方のところも含めてですね、全部網羅できてるというような、
0:31:49	資料をを作って、資料に基づいてですね説明させていただきたいと思っております。
0:31:58	はい規制庁伊藤ですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:02	このコメントで、大事なのは、
0:32:08	23 ページは国の考え方はどっから持ってきたのかっていうところ。
0:32:13	でして。
0:32:18	葛西本審査基準とか、評価ガイドを見ていただくと、よく見ていただくとわかると思うんですけども、その価格の設定の仕方っていうのは、やはりその中に
0:32:30	統合対象設備があった上でその区画を設定するとかですね。
0:32:35	そういうところがまず、そもそも違うような気がしてまして。
0:32:41	なので、これ評価の仕方にも関わることかもしれないですけども。
0:32:49	まさに栗城加来っていうのはどう定めるのがスタンダードなのかっていうところにもう一度立ち返ってのみ直していただいた方がいいと思っています。
0:33:00	そこはするという意味でのコメントでもあったと思ってるんですが、認識は合ってますでしょうか。
0:33:10	一応今日東海林さんすいませんそういう意味ではそうですねまず価格の考え方が違うということがありましたので、それについては、
0:33:19	ちょっと確認させていただきたいと思います。
0:33:23	はい。10 点については少しこのイトウについてもですね、
0:33:29	見直していただければと思いますのでよろしく願いいたします。
0:33:36	はい、了解いたしました。
0:33:39	は 11 点目ですね。
0:33:46	斎藤。11 番目でございますが、95 ページになります。
0:33:55	これについてはですね。
0:33:57	フルアクセス普通、
0:34:08	すいません、出入り管理説明 90 ページ。
0:34:13	95 ページ。
0:34:17	すいませんちょっとページが間違っておりますが、デイリー化についてですね保安規定に基づく下部規定で、大分DFの例が出てまして核物質防護規定に、についても記載すると。
0:34:29	いうことになってありますが今回
0:34:33	申請する範囲の施設の中にはPP施設があるということで、
0:34:38	これについてはですね、前回面談の中でも、コメントいただいておりますので、これはちょっと整理させていただいて、室等で必要であれば記載するというところで
0:34:50	全部ここでいきたいと思っております。
0:34:54	まず 1 点目です。はい。
0:34:59	はい。あそこははい配当としては結構だと思いますのでよろしく願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	6 先。
0:35:12	それとそれ以降すみませんちょっとページが違うかと思いますが、計算率、検査、
0:35:19	関係ですね。
0:35:23	入口の扉部分を対象に出入口の出入口の扉を対象に検査としているということでなぜそこが検査対象なのかと。
0:35:34	ということでコメントいただいたかと思います。
0:35:38	これについてはですね、方針等のところで出入口は 1ヶ所にしていると。
0:35:47	いうこともございまして、その扉がですね、出入口になるということでそこについては検査を行う。その他の扉については、ソフト対策というかですね、
0:36:00	施錠して管理しているというところもあるので、そちらについては、運用上で管理ということで、検査対象が入口だということで回答をしているところでございます。
0:36:14	はい。規制庁井藤ですけれども。ちなみに 2 回を改めて考えていただいて、回答としてこれ必要十分かどうかという部分なんでしょうか。
0:36:34	例えば検査をすることができる設備っていうのは、ただ扉以外にもあるはずであって、ハードに属するものですね。
0:36:46	だけれどもその中で、扉だけが検査の対象になるっていうのは、やっぱりそれ以外のものは、何らかの理由で除外されてるんだと思っていて、
0:36:58	マスとかあるかっていうこと以外にも、もう 1 個考え方があると思うんですけれども。
0:37:05	そこはいかがでしょう。
0:37:34	すみません少々お待ちいただけますか。
0:37:50	規制庁イトウですけれども、一応言ってしまうとですね、ソフトとかハード化っていうこと自体に、この部分で、核物質防護規定っていう言葉が出てきましたけれども。
0:38:03	今、設計として述べているものの一部は、
0:38:10	試験不足の 14 条の、
0:38:15	17 条の 3 かな、陳情 3 の第 2 項で、列島の確立本措置っていうのは要求されていて、なので、
0:38:28	さらに後段の PP の中で、さらに PP の中で要求されている側で見るから、
0:38:37	設工認での検査はいらないっていうことなのかなっていう気がしたので、多分幾つかの観点があって、のを抽出した結果、残るものが増えるだけなのかなと思ったんですけれども。
0:38:53	パソコン上よく確認いただいて、
0:39:00	どういう回答するのが、公開の場での回答として適切なのかっていうところもですね、よく関係する部門と確認いただいてですね、回答整理いただければと思ってます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	はい、衛藤原子力教授大内です。すみませんありがとうございます。これについてはですね、ちょっと再度我々としても検討させていただいてですね。
0:39:32	その確認を経た上で回答をしたいと思います。
0:39:39	はい。よろしく申し上げます。
0:39:42	では次、12 点目ですか。
0:39:50	ご意見と 12 番目でございます。これは 115 ページになりますが、
0:39:58	安全機能をに対する確認方法をですね、が記載しているところでございます。
0:40:07	これが適切かどうかということが、
0:40:12	これを確認できるかが、難しいよというコメントをいただいております。どういう考えに基づいて決定したのかと。
0:40:21	いうのを、改めてせ、説明してくださいというコメントでございましたので、これについては、
0:40:28	対象設備について
0:40:31	の
0:40:32	リスト化し、一覧表にしてですね書いてるのもございますので、それを基にですね改めて整理して説明させていただきたいと思います。
0:41:11	やはり一覧表に、J2 の、それはするわけです。規制庁中沢です。今一覧表を示していただければということで、すみませんそれはそれで、もちろん支援していただきたいと思ってるんですけども。
0:41:26	それより前にですね、お待ちください。
0:41:38	その前にですねどんどん安全機能はどんな、ちょっとお待ちください。
0:41:53	どのような考え方でですね、検索を決めたのかというその考え方が、
0:41:59	ちゃんとですね、考え方とフローですかね、というようなものを、まず示していただいた方がいいのかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。
0:42:17	はい。小路です。はい。ですねすみません。
0:42:22	まずこれがどういう考え方のもとで
0:42:27	この方向でいいかというのをですねまず先に、
0:42:32	整理した上でその結果がこうだという形に説明できるように、改めてちょっと整理して、
0:42:40	整理検討させていただきたいと思います。
0:42:45	はい。よろしく願いいたします。
0:42:48	すみません過去のやつです。次は確かにちょっとこの辺再確認させていただいてもよろしいでしょうか。はいどうぞ。
0:42:56	すみません。この点につきまして、本日の最後の方で、いろいろ、どのような機能ですとか施設、やっぱそれ検索をにあたって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:10	各種そのようにられましたっていう考え方ですがプロセス、そういったものをゼロから最後までいっとる。結局、結果に至るまでの流れですとか、本根拠になるような考え方ですね。
0:43:26	そういったところを踏まえて、お示しするということで、コメントいただいたものかなと思ってますが、先ほどもちょっとかそういった部分で管理施設からの回答したものかと思っておりますが、そのような理解でよろしかったでしょうか。
0:43:51	すいません少々お待ちください。
0:46:28	規制庁ナカザワですすいません。こちらの意図が介護でもこちらにもうまく伝わってなかったのかもしれないので、ちょっとまた申し上げますとですね。
0:46:40	当間加來說Bなカーの検査を工区がどうなってるかっていうのはそれを示していただく必要があると思っております。それは1点ですけど。
0:46:52	その前にですね、フローチャートか何かにですね。
0:47:02	フローチャートのようなもので
0:47:08	まずフローチャートを作成して、これに当てはめには、海域別管理施設の設備。
0:47:14	ハードの機能血清の検査の項目に当てはまるかというようなものができるんじゃないかなと思ってまして、まずフローチャートのようなものを示していただければと思っております。
0:47:33	いかがでしょうか。
0:47:38	はい。企画本部の大塚です。はい。承知いたしました。ちょっと再度ご協議いただきありがとうございます。はい。まず、その専門系というか整理の仕方の、
0:47:50	基づくフロー、それを示しまして、ず、清についてもこのような結果になったという過程も含めてお示しするということで理解しました。
0:48:03	はい、よろしく願いいたします。
0:48:08	次。
0:48:09	いいですかね。はい。はい。では次13。
0:48:14	そうなんですかね。はい。よろしく願いします。
0:48:20	はい。現職承知です。はい。13番でございますが、110。
0:48:26	10ページ。
0:48:27	B、Dはですね、機能の確認方法の内容が書いてございます。あわせて、
0:48:36	123ページ。
0:48:43	にはですね廃液処理とか廃棄処理等の、設備に対する安全機能という機能を持ってるかっていうのが記載されているということでございます。
0:48:55	木崎の中ではですね蒸発装置一井の外部からの承継損傷ということで安全機能を持ってるということで、123ページには書いてございますが、
0:49:09	110、115ページについてはですね真壁、勝矢ヶ部ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:18	外部からの方が対象になってるということをも、ございまして装置に、
0:49:23	装置としての外観確認ではないということなのでここについては整合はとれてないと。
0:49:29	ということで、コメント通知は 123 ページのですね、外観確認について、削除した方がいいではないかと。
0:49:38	いうコメントがございました。
0:49:41	これについてはですね、揮発装置 1 についてはですね外部からの衝撃損傷については、
0:49:51	これは対象にならないということになりますのでこれについては削除の方向をですね、
0:49:59	再度見直させていただいて検討さ、削除する方向で検討させていただきたいということで回答したいと思っております。
0:50:20	ございましょうか。
0:50:27	規制庁イトウですけれども、削除いただくのは委員としまして、個別の一覧を作させていただくときに、やっぱり注意いただきたいのは、
0:50:39	建屋と設備をちゃんと分けて、その表記いただくとかですね。
0:50:44	まとめ方によってちょっと間違っただけにならないように気をつけていただきたいなというのは 1 点です。
0:50:53	それから次にちょっと申し上げますと、116 ページの中で、さっきも話しました、表 1 のところが信用の防止のところ、
0:51:04	確認の方法外観確認になっていて、
0:51:08	先ほどの 96 ページ側で作動確認になっているんですね。
0:51:16	こうした
0:51:20	新情報のそごみみたいなものですね、やはり審査会合が、仮に、説明を終えてですね、江沢氏の補正の準備に入となった時に、誤った情報のまま、その補正がされると。
0:51:35	再度補正ということにもなりますので、しっかり確認いただいたもので説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
0:51:53	今回我々のいただいた表の中で、全部見通して、これしか、大橋宛がなかったということではなくて、ぱっと見た中でもこれだけありましたというつもりで代表点指摘してるつもりですので、
0:52:10	そういう指摘だと思っております、よく見直していただければと思っております。
0:52:21	はい。荘司です。はい。そういう意味ではですね 96 ページについてはですね、もう当然使用前事業者検査の項目と、
0:52:34	ということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:37	116 ページ、2 の記載についてはですね通常その施設間実施計画に基づいて、点検する項目ということで、記載をしている。
0:52:49	ものでございますが、
0:52:53	法で違うということです。
0:52:59	外観作動ということでちょっと 1 個ありますけども一生前では、佐渡で通常確認するのは外観で変形がないということで、木曾。
0:53:09	真木清の方はそ、そういう形。
0:53:12	信頼してるものでございますが、
0:53:17	規制庁イトウですけれども、保管環境の欄を見ると、やっぱり作動確認っていうのはされていて、扉のバーその外観に傷があるかどうかよりも、ちゃんと、
0:53:31	期待した機能の通り作動するかの方が大事だと思うんですけれども、そこは認識間違ってますでしょうか。
0:53:50	配置とショウジです。はい。それははい。認識ははっきりした。
0:53:56	はい。仮にですね別途定めている部署でのその確認の仕方の方が間違ってるのであれば、
0:54:05	そっちを直していただく必要があると思いますし、いずれにしてもですね。
0:54:10	期待される機能を確認する方法として間違いがないかっていう視点でですね、ちゃんと機能確認できる検査方法なのかっていう意味で整理をいただきたいと思ってます。
0:54:28	配列原子力ショウジですはい。了解いたしました。ちょっとその辺は確認して対応したいと思います。
0:54:38	はい。では、次お願いいたします。
0:54:47	14 番でございます。これについてはですね 114 ページの記載になりますが、
0:54:55	主事及び会長へ、修理、または確保し、または修理にあたって、部品交換、
0:55:03	するアクセスで、部品交換等が行われてアクセスできるというふうに書いているということでこれについては例外があるのかという、この図でございましたが、これについては、管理施設については、例外はないと。
0:55:18	ということすべてアクセスできて、部品交換できると思います。
0:55:22	ということになっております。さらにセルが保有しておりますので制度の中でもアクセス可能かということなのでこちらについても、アクセスが可能であると。
0:55:32	いうふうに回答しているものでございます。
0:55:42	はい規制庁イトウですけれども、まずいえ、いえ、
0:55:51	変じゃもうまず、ナカザワから規制庁ナカザワからですけれども。
0:55:56	そうですね。そういった例外はないのかどうかということの説明いただいた上で、基準への適合性を説明を示していただかないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:09	ただかないと。
0:56:11	こちらとしてはですね、本当にそうだろうと思ってしまうところがありますので、そういう面ではですね、
0:56:24	次回以降の説明資料の方に反映をお願いしたいと思っております。
0:56:38	規制庁井戸ですけれども、追加で申し上げますと、
0:56:47	これよ、これもヒアリングでやりとりあったかもしれませんが、
0:56:52	要求がですね、保守または修理ができることなので、
0:56:58	なぜできるかということ
0:57:03	申請書本文として述べるが必要な点だと思っていますと。
0:57:09	なので、ナカザワのこの意見があったように、
0:57:15	関係は、少し違うような、そのセル内とかであっても、
0:57:21	なぜアクセスでき、できて保守ができるのかとかですね、そういう説明が大事なんだと。
0:57:28	いうことを指摘をしたということですね。
0:57:32	なので、資料上反映というふうに言ってるのは、申請書としても必要なんだというふうに受け取っていただけるといいかなと思っています。
0:57:44	あとは
0:57:47	試験検査と違ってまとめて一つのまとまりで説明されてますけれども、
0:57:55	全体像は少し見えないなと思ってまして、
0:58:02	環境が同じところは同じようにくっつけていただければいいと思うんですけれども、少し
0:58:08	差別化して説明が必要なところはですね、わかりそれとわかるようにですね、整理し直して、説明していただきたいなと思ってます。
0:58:24	原子カショウジですはい。そういう意味ではすいません説明が不足してたかというふうには思いますのでその辺ですね。
0:58:32	なぜ交換できるのかとか、まずアクセスできるのかというところを含めて、改めて整理して回答したいと思います。
0:58:43	はい、よろしくお願いします。
0:58:49	15 番です。五味地方はお願いします。よろしくお願いします。はい。15 番でございます。これについては 17 条混練という起きて、
0:59:01	136 ページのですね基本方針が記載されてるところとですね。
0:59:06	138 ページにですね。
0:59:13	5 年間の廃棄物発生量と保管余裕量を書いてある資料がございます。これについてはですね、183 ページで書いてあるのは、今後 5 年間の発生量を評価すること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:29	ただ 138、6 ページについてはですね。
0:59:32	過去 5 年間のということで、表現が食い違ってるというところがございます。
0:59:38	これについてはですね、138 ページの記載ですね今後 6 年から 5 年、5 年間の発生量ということでこれについてはですね今後の
0:59:49	現状は、発生する維持廃棄物の他にですね、今後稼働が予定されているその稼働に伴い発生する廃運転廃棄物と、あと今後予定されてる工事を含めた形で評価しておりますので、
1:00:03	そちらの表現、に合わせるということで、
1:00:09	治療法自体を、
1:00:11	修正したいと思っております。
1:00:24	すいません少々お待ちください。
1:01:17	すいません私説明しました。今日特に問題ないと思いますが、100、151 ページ以降の許可後の整合のところですねここ 5 年間の発送発生数になってますので、
1:01:31	福山は成分修正の方よろしく願います。
1:01:38	原子力申し訳ありませんそちらの記載もありましたのでこちらも含わせて、はい、修正させていただきます。
1:01:48	16 がいいですかね。
1:01:51	16 番は、
1:01:54	はい。16 番についてはですね、記載の方、説明という意味で 100。
1:02:03	33 ページの方にですね。
1:02:06	記載の方、追加させていただいております。まず、区分ですね β γ と α の区分線量で区分されているもの。
1:02:16	それに基づいて、容器、封するものが決まってくるということで線量の高いものについては当然その線量の影響が考えられるので小さい入れますとか、
1:02:28	医療圏に入らないものについては、大型のものに、角形に入れるとかという説明を追加したというところがございます。
1:02:42	やはり規制庁の井藤です。
1:02:48	要求他でその正常交流地というふうにあるので、正常との関係がとして、こういうことを考慮しているっていう。
1:03:00	形にですね、わかるよう対応関係がわかるようにしていただければと思います。
1:03:07	よろしく願います。説明としては
1:03:15	ひとまずこれで回答したということでいいと思っておりますので、
1:03:23	はい。庄司ですはい。了解いたしました正常等の関係でということでそれがわかるように、その辺はちょっと追記させてちょっと検討させていただいて追記したいと思います。申請書上はそこがわかるようにしていただきたいということです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:39	了解いたしました。
1:03:41	なのでごめんなさい。
1:03:44	はい、コメントへの対応ってということは、物件でそこも含めてですね、記載しておいていただければと思います。
1:03:55	はい、了解いたしました。
1:03:59	17 番、お願いします。
1:04:05	17 年でございますがこれ 138 ページ、先ほどありました、今後 5 年間の廃棄体発生量と保管容量のところによりございます。これについてはですね容量を担保するというで備考欄等にですね、記載をして措置をすればということで、条件を書いてございます。
1:04:25	その中で答え修正完了位置の評価についてはですね、米印で書いてございますが、答え修正環状 4 のブロックを大衆保管所位置に移動することによりということで、
1:04:39	余裕量を確保するというふうに書いてございます。
1:04:43	その際ですね、今後 5 年間の発生量のところは多種家保管場 I の 5 年間の発生量についてはですねその量、移動した量を含んでいるのかという、まずご質問がございましたので、
1:04:56	これについては、含んでいないということ、回答してございます。
1:05:01	ただこの辺についてはですね表からのところにそれも含めた、そういう対応してそれが含めても問題ないということに記載するというで、
1:05:12	規程はその辺で、評価の欄に今記載を追加するというで検討したいと思っております。
1:06:06	既設 1 ですけれども、今のその、
1:06:09	資料上は含めていなくて、含めたとしても余裕があるっていうのは、固体集積保管場 I の話をしているという理解で合ってますでしょうか。
1:06:21	小路です。申し訳ありません。答えて管理値のところなんですということですね。
1:06:28	なのでその評価のところ、バーになってるのは、ちゃんと。
1:06:33	通院あるように説明を入れてくださいというやりとりがあったということですかね。
1:06:40	すいませんちょっと答えで申し訳ありませんがそういうことでございます。
1:06:46	はい。
1:06:48	わかりました。
1:06:49	じゃあ、はい。
1:06:58	では次の項目をお願いいたします。
1:07:01	ごめんなさい規制庁の方でちょっと教えていただきたいんですけど。
1:07:06	その 138 の※2 で、ブロック高田

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:12	廃棄物、71 個移動します。御説明ですけど。
1:07:17	ブロック型の廃棄物Ⅱ以降、
1:07:23	えっとですね、やっぱ上の表がですねドラム缶。
1:07:27	火山の本数になっていて、
1:07:29	低くわかりづらいなと思ったんですけど、6 月廃棄物 1 個でドラム缶何本くらいに相当するものなんですか。
1:07:43	ショウジです。はい。すいません。申し訳ありませんちょっと説明があつたらできないと思いますが、僕がた、71 と書いてありますが、ブロック型についてはですね評価のところでも、
1:07:55	記載してますが
1:07:59	でした。
1:08:05	形がですね、すいません、141 ページの 2 段刷りの図があると思いますが、そこに する縦の寸法ですね、2 一型 3 型ということで、2 種類、
1:08:18	寸法を書いてございます。そういう意味で 2 種類の病気がございまして、それでち よつと容積がちよつと違ってきますが、一型という、言ってるその寸法が大きいもの についてはですね、ドラム缶換算で 9 本。
1:08:32	相当になります。
1:08:34	3 型についてはですねドラム缶 5 本相当ということになりますので、そういう意味で その味位がすべて一型加算型かというそれぞれ割合で、すみません
1:08:46	それぞれの本数がございましてそれを換算すると、
1:08:50	432 本ドラム缶相当になると。
1:08:55	ということになります。
1:09:05	なるほど。わかりました。ありがとうございます。
1:09:17	内訳示してもらいます。
1:09:20	そうです。
1:09:22	社員の数で、
1:10:11	すいません少々お待ちください。
1:11:09	すいませんを達成しました。次 2 の項目お願いします。
1:11:18	はい。同じく 17 番でございまして、
1:11:23	資料でですね評価をしているところがございまして。いわゆる荷重評価等ですね、 141 ページから、145 ページ、
1:11:33	ということで評価しているところもありますが、これについては計算根拠ですね、準 備しておこうと。
1:11:40	ということなので構成については準備させていただいてこれで改めて説明させてい ただければと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:50	その 141 ページに書いてございます保管状況、その他もございますが、
1:11:57	確認はどのようにしているのかというご質問でございましたが、これは
1:12:04	いろいろ型、ドラム缶なり角形なりブロック型という資料がございますが、すべて外観目視で確認しているということになって、点検の通路等ございますので、
1:12:16	そこから外観目視を行っている。ただ、 α の保管体についてはですね、縦型の貯蔵号の中に入っているということで外観確認ができないということで、
1:12:30	現在はですねその容器の健全性という意味でですねその貯蔵構内の空気をサンプリングしてですね汚染がないということで、そのよう保管体の気密性が保たれているという確認を行っています。
1:12:43	ということで回答しているものでございます。
1:13:00	はい、ありがとうございます。フェイスでは続いて 18 番お願いします。
1:13:09	はい。18 番でございますが、こちら先ほどの表をですね。
1:13:14	5 年間、今後年間の会議体の発生量とかULのところでございます。
1:13:20	これは※2 のところでですね、答え修正環状 4 にあるブロックを舞台収集勘定に 1 移動すると。
1:13:30	いう場合には、当然ながら、固定出席保管場 I にですね新たに遮へいスラブ魚を追加しなきゃ、製作しなきゃいけないということになるので、
1:13:39	それについては新たに設スラブの設工認が必要と。
1:13:44	なりますということなのです。
1:13:47	説明が必要だということなんなりですがどうですかということで我々としてもその設工認については、新たに、
1:13:56	遮へいスラブを作らないと財政勘定市に持っていけないという認識はしておりますので、それについては当然設工認対象ということで考えているということでございます。
1:14:09	はい、衛藤規制庁の伊藤ですけれども、これ何を言いたかったかっていうと、
1:14:18	その他 2 を確保して、その 17 条に適合するための要件だっていう説明の仕方を仮にすると、今分割申請。
1:14:31	新規制基準の適合設工認は 5 分割申請だっていう、
1:14:36	前提になってますけれども、6 分割申請として、遮へいスラブの追加もですね、入れて扱うのか、或いは、この最終設工認の中に、その遮へいスラブの、
1:14:51	を追加をさらに加えてですね、補正をして加えていただいた上で、民家を入れるような形になるのか。
1:15:02	ていうところに影響するかって質問をしています。そこはもう認識合ってますでしょうか。
1:15:17	はい、衛藤原子カショウジです。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:21	審査会合ですいませんそこまでは、私としては認識しなかったというところですが、結果的にそうなるというふうには私はちょっと考えていただいてましてですね、この辺の
1:15:36	あなたのスタブの追加が、今の
1:15:40	今回のですね新基準絡む、設工認に含まれる。
1:15:45	そういう1要件の一つとなるっていうのは、私はちょっとあまり考えてはいなかったこととございますので、この辺についてはですね、それを移動しなくてもですね、
1:15:58	教諭、
1:16:00	この5年間の発生量の容量が持てるというふうな説明にですね、その辺はすいませんちょっと見直すへの検討させていただければというふうに考えます。
1:16:13	ちなみに衛藤。
1:16:18	環状4の居住を作らなかった場合には、
1:16:24	177本ぐらいですかね、1割ぐらいってことですかね。
1:16:30	147本ぐらい。
1:16:33	の通行人以降の、今後5年間より先の余裕が177本ぐらいだということになると思うんですけど。
1:16:43	それがになるのはあと何何年ぐらいなのかっていうと、評価その余裕を作ることの、作らないことのインパクトがどのぐらいなのかっていうのも含めて、
1:16:55	説明いただいた方がいいかと思うので、そのヒアリング資料としてですね。
1:17:01	そこはまた改めて教えていただきたいと思ってますと。
1:17:09	今前提としないで、その配点移動前提としないで、
1:17:17	最終施行については説明するっていうことをおっしゃってましたけれど、それならそれで、
1:17:23	っていう考え方もあるかとは思いますが、ロシアの全景とするっていうことであれば、
1:17:31	最初の方の質問でもあったように、そのスケジュールとかですね、審査対象条文もまた変わってくると思いますし、
1:17:41	テーマのものを作るっていうのはまた、追加発生するっていうことで、詳細設計にどのぐらい時間を要するのかっていうのが出てくると思うので、
1:17:52	これもちょっと考え合わせた上でですね、また、
1:17:56	ヒアリングの中で、どういう回答方針になるのかっていうのはお示しいただければと思っています。
1:18:04	で、
1:18:10	条件にするっていうことであれば、この設工認の中でやっちゃったほうがいいのかなとは思ってますが、いずれにしてもですね、よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:22	はい原子力カシウジですはい。申し訳ありません。最初説明と大分変わってるところございますが、改めてですねその辺も含めてですね、我々としては検討させていただいて、
1:18:32	改めて回答をさせていただきたいと思います。
1:18:38	はい。よろしくお願いします。
1:18:50	審査会合、これ大丈夫ですかね。麻生です。最初に全体ということでリスクに応じた対策というのを、リスクがあるのか、それに対してどういう対策をとるというのをまず整理してということが前提にございましたので、
1:19:07	それを含めて、今後も対応していきたいと思います。その点は、よろしくお願いいたしますします。
1:19:16	そうですね規制庁以降ですけれども、9条の関係で、
1:19:22	特に質問は、質疑はなかったんですけど。
1:19:27	94ページである1個だけ、デジタル制御のものがあってっていう説明がありまして、
1:19:37	実用なんかだと、そのデジタル制御について、
1:19:43	追加要求というか、要求が強化されていたりとかですね、いうのがあって、比較的関心が高い。
1:19:53	事項でもありまして、データの最初イトウさんで行っているデジタル制御っていうものがどういうものなのかっていうのを少しヒアリングで、
1:20:04	答えを説明していただけるといいかなと思ってますので、そこはご検討いただけますでしょうか。
1:20:15	はい荘司です。はい。酸素についてはですね、改めて等の評価というのも含めてご説明させていただきたいと思います。
1:20:24	はい。よろしくお願いいたしますします。
1:20:27	以上。はい、次お願いします。
1:20:34	ではヒアリング、すいません。審査会合で指示した事項の確認は、以上となります。
1:20:43	廃棄物管理施設さんから、改めて確認しておきたい点等ございますか。
1:21:00	はい。特徴から特にございません。
1:21:04	ありがとうございます。
1:21:07	何か向後オオツカさん元は特に何かございますか。
1:21:12	金原大塚です。ちょっと私からも、特にはございません。
1:21:19	はい、了解いたしました。
1:21:22	規制庁側から何かございますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:25	はい。伊東ですけれども今のご質問の意図と、まだやりとりありましたので、次回ヒアリングを資料としてですね、その会合のコメント回答と、対応方針、
1:21:40	今固まってないところについては少し検討いただいた結果の対応方針というのを記載いただいて、お示しいただければと思います。
1:21:55	で、いつごろ、回答をするつもり準備をしてるのかっていうところも含めてですね。
1:22:01	見通しを示したものをまたご説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。
1:22:10	そうです。はい、了解いたしました。よろしく申し上げます。
1:22:15	すいません本部の大塚です。すべて先ほど、
1:22:19	見通しについて記載するようにというお話でしたがそれを例えば
1:22:25	木曾の回答欄のところにこれについてはこの時期に変え、
1:22:30	回答予定とかもしくははけ、引き続き検討中みたいなことを示しまして、面談資料としてお出しするというイメージでよろしかったでしょうか。
1:22:41	規制庁伊藤です。そうですね
1:22:45	会合での指摘なので、
1:22:48	この資料としては第何回会合で回答予定とかっていう形でいいと思いますが、
1:22:54	見ますと、
1:22:56	それとは別にですね、ダム今日追加いただければいいと思うんですけども、ヒアリング資料としてはですね、いついつのヒアリングで、ここについては回答する予定。
1:23:10	ていうのはですね、を示していただけるといいかなとは思っていますいついつ、いつごろまでに整理をする予定とかですね。
1:23:21	加えますと、次回の、
1:23:26	ヒアリング、第3回から第3回会合が、
1:23:30	2月中、ですかね、を目指してらっしゃるってことだと思いますので、
1:23:37	1月下旬には資料。
1:23:40	をご提示いただくということですが、ひと月、今日時間がありますので、それまで全く、
1:23:51	ヒアリングができないってことではない。
1:23:55	ですよ。ただ、できたものからご提示いただけるのかなと思ってるんですが。
1:24:00	そのあたり、実際のところどうなんでしょう。
1:24:08	荘司です。はい。我々としてもそういうふうと考えてございまして、ある程度そろった段階で
1:24:15	面談いただい返していただければというふうには考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:20	承知いたしました。見られるものは早めに見せていただいた方がですね、の予定スケジュールにあって、進められると思いますので、そこよろしく願いいたします。
1:24:37	はい、了解いたしました。
1:24:42	はい。
1:24:43	それでは他に特になければ本日のヒアリングはこれにて終了したいと思います。
1:24:49	ありがとうございました。
1:24:50	ありがとうございました。
1:24:52	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。